

佐賀県告示第百二十二号

佐賀県環境の保全と創造に関する条例施行規則（平成十五年佐賀県規則第十一号）別表第二の二規制基準の表の備考第一項に規定する区域を次のように定め、平成二十四年四月一日から施行する。

なお、佐賀県環境の保全と創造に関する条例施行規則別表第二の二規制基準の表の備考第一項に規定する区域（平成十五年佐賀県告示第百四十八号）は、平成二十四年三月三十一日限り廃止する。

平成二十四年三月三十日

佐賀県知事 古 川 康

一 第一種区域 次に掲げる区域のうち別添の図面において緑で着色して示す区域

ア 佐賀市の区域のうち旧佐賀市及び大和町の区域

イ 唐津市の区域のうち旧唐津市及び旧浜玉町の区域

ウ 鳥栖市の区域

エ 伊万里市の区域

オ 武雄市の区域のうち旧武雄市の区域

カ 鹿島市の区域

キ 嬉野市の区域のうち嬉野町の区域

ク 基山町の区域

ケ 有田町の区域のうち旧有田町の区域

二 第二種区域 次のアからセまでに掲げる区域のうち別添の図面において黄で着色して示す区域及びソからネまでに掲げる区域の全域

ア 佐賀市の区域のうち旧佐賀市、諸富町、川副町及び大和町の区域

イ 唐津市の区域のうち旧唐津市及び旧浜玉町の区域

ウ 鳥栖市の区域

- エ 多久市の区域
 - オ 伊万里市の区域
 - カ 武雄市の区域
 - キ 鹿島市の区域
 - ク 小城市の区域のうち牛津町の区域
 - ケ 嬉野市の区域のうち嬉野町の区域
 - コ 吉野ヶ里町の区域
 - サ 基山町の区域
 - シ 上峰町の区域
 - ス 有田町の区域
 - セ 大町町の区域
 - ソ 佐賀市の区域のうち東与賀町、久保田町、富士町及び旧三瀬村
 - タ 唐津市の区域のうち旧七山村、旧厳木町、旧相知町、旧北波多村、旧肥前町、旧鎮西町及び旧呼子町の区域
 - チ 小城市の区域のうち小城市、三日月町及び芦刈町の区域
 - ツ 嬉野市の区域のうち塩田町の区域
 - テ 神埼市の区域
 - ト みやき町の区域
 - ナ 玄海町の区域
 - ニ 江北町の区域
 - ヌ 白石町の区域
 - ネ 太良町の区域
- 三 第三種区域 次に掲げる区域のうち別添の図面において赤で着色して示す区域

ア 佐賀市の区域のうち旧佐賀市、諸富町、川副町及び大和町の区域

- イ 唐津市の区域のうち旧唐津市及び旧浜玉町の区域
 - ウ 鳥栖市の区域
 - エ 多久市の区域
 - オ 伊万里市の区域
 - カ 武雄市の区域のうち旧武雄市及び北方町の区域
 - キ 鹿島市の区域
 - ク 小城市の区域のうち牛津町の区域
 - ケ 嬉野市の区域のうち嬉野町の区域
 - コ 吉野ヶ里町の区域
 - サ 基山町の区域
 - シ 上峰町の区域
 - ス 有田町の区域のうち旧有田町の区域
 - セ 大町町の区域
- 四 第四種区域 次に掲げる区域のうち別添の図面において青で着色して示す区域
- ア 佐賀市の区域のうち旧佐賀市、諸富町及び大和町の区域
 - イ 唐津市の区域のうち旧唐津市の区域
 - ウ 鳥栖市の区域
 - エ 多久市の区域
 - オ 伊万里市の区域
 - カ 武雄市の区域のうち旧武雄市及び北方町の区域
 - キ 鹿島市の区域
 - ク 小城市の区域のうち牛津町の区域
 - ケ 基山町の区域
 - コ 有田町の区域のうち旧西有田町の区域

(別添の図面は省略し、佐賀県くらし環境本部環境課並びに関係市役所及び関係町役場において縦覧に供する。)